

議案第 9 0 号

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

助成対象者明確化のための改正

飛驒市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市福祉医療費助成に関する条例(平成16年飛驒市条例第117号)の一部を次のように改正する。

本則中「乳幼児等」を「こども」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飛騨市福祉医療費助成に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
(目的) 第1条 この条例は、<u>乳幼児等</u>、重度等の障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「<u>乳幼児等</u>」、「<u>重度等の障害者</u>」、「<u>母子家庭等の母及び児童</u>」及び「<u>父子家庭の父及び児童</u>」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次に定めるところによる。 (1) <u>乳幼児等</u> 次号、第3号又は第4号に該当する者以外の者で、次に掲げるものをいう。 ア 15歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者 イ 18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者で、アに掲げる者以外のもの (2)～(4) 略 2・3 略 第2条の2 略 (受給資格者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下	(目的) 第1条 この条例は、<u>こども</u>、重度等の障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「<u>こども</u>」、「<u>重度等の障害者</u>」、「<u>母子家庭等の母及び児童</u>」及び「<u>父子家庭の父及び児童</u>」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次に定めるところによる。 (1) <u>こども</u> 次号、第3号又は第4号に該当する者以外の者で、次に掲げるものをいう。 ア 15歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者 イ 18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者で、アに掲げる者以外のもの (2)～(4) 略 2・3 略 第2条の2 略 (受給資格者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下

「受給資格者」という。)は、飛騨市の区域内に住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である者のうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度等の障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）についてはその父母又はその生計を維持している者としてすることができる。

2 略

(受給者)

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度等の障害者についてはその父母又はその生計を維持している者としてすることができる。

以下 略

「受給資格者」という。)は、飛騨市の区域内に住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である者のうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者とする。ただし、こどもについてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度等の障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）についてはその父母又はその生計を維持している者としてすることができる。

2 略

(受給者)

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、こどもについてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度等の障害者についてはその父母又はその生計を維持している者としてすることができる。

以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	市民福祉部
提 案 理 由	助成対象者明確化のための改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 令和２年度から「乳幼児等」と定義する助成対象者を高校生年代まで拡充したことにより、定義の文言との違和感が生じていることから、市民にとってより分かりやすい「こども」という定義に改めるもの。 （第１条、第２条第１項、第３条第１項ただし書及び第３条の２ただし書関係）
市 民 へ の 影 響 等	特になし （参考） 福祉医療費受給者数（乳幼児等）2,474人（令和６年９月１日現在）
施 行 日	令和７年４月１日
備 考	